

広瀬川清流保全審議会 第2回専門委員会（環境） 議事概要

- ◆ 日時 : 平成28年2月3日(水) 10時00分～11時50分
- ◆ 場所 : 上杉分庁舎 6階会議室
- ◆ 出席者 : 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授
 小嶋 秀是 東北緑化環境保全株式会社
 西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部
 宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授
 ○山田 一裕 東北工業大学工学部教授
 (○:委員長)
- ◆ 事務局 : 遠藤 進 建設局百年の杜推進部長
 佐々木 亮 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長
 岡本 一郎 建設局百年の杜推進部公園課長
 安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長
 杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長
 中川 徳則 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課主査
 齋藤 理之 都都市整備局計画部市景観課景観係長
- ◆ 司会 : 河川課長

<次 第>

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第1回専門委員会での意見等について
 - (2) 今後の検討事項について
- 3 閉 会

河川課長	<p>1. 開会</p> <p>ただ今から「広瀬川清流保全審議会 第2回専門委員会」を開会する。 本日の会議は全委員の出席をいただいているので、会議は成立している。</p> <p>《配布資料の確認》</p> <p>これ以降の議事の進行は委員長にお願いします。</p>
委員長	<p>2. 議事</p> <p>今回の議事録の署名について決めたい。アイウエオ順で前回は内田委員にお願いしているので、今回は小嶋委員にお願いしたい。</p>

小寫委員 了承

議事 (1) 第1回専門委員会での意見等について

委員長

それでは議事に入る。「第1回専門委員会での意見等について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明 (資料2に基づき河川課より説明)

宮城委員

参考資料1の中で、EとGとDで囲まれた広瀬川右岸側の範囲が今回入っていないが、これは理由があるのか。

創生室長

この範囲には住宅が建てられていないためである。

宮城委員

この住宅が建てられていない周辺の状況がどうかというのが、前から気になっていた。この周辺というとE、D、G(花壇や霊屋下等)に当たるが、そういったところが、仙台市民のイメージする広瀬川のシンボリックな景色に直結する場所だと思う。そこのところで見ると、非常に悩ましい状況にもあり、「完了後の状況」というとE(花壇・大手町)は「良好」と「不適切」があり、共同住宅の数も多い。このような非常に注目される所と一般の所との扱い方があり、当初指定したときには「特別」「第1種」「第2種」と区分しているが、今後このエリア区分も検討していくべきかと思う。

創生室長

ただいまのご意見は、既存の区域区分の見直しの可能性についての示唆だと思われる。そういった議論も併せてしていただくということも非常に参考になるのだが、ステップとして一足飛びにエリアの見直しを行うということまではできないので、いただいた意見を積み重ねていき、将来的にはエリアの区域まで検討していければと思う。今回は参考意見として承る。

議事 (2) 今後の検討事項について

委員長

続いて、「今後の検討事項について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局説明 (資料2に基づき河川課より説明)

委員長

委員の皆さまにいろいろなアイデアを出していただいた方が、事務局としても中間報告としてまとめる上で整理しやすいと思う。条例で求められる成果がより上がるように、脈絡がなくてもいいのでアイデアを出していただきたい。

西山委員

完了後の状況が地域でだいぶ違うが、仙台にもともとお住まいの方が多いため、他の地域から移ってきて仙台の景観に対する思いなどに馴染まれていない方が多

創生室長	<p>いのかというのが分かればと思った。</p> <p>また、景観計画の中で、「A1地区」となっている区域が広瀬川の条例の範囲ということになるのか。それとも、その内側に入ってきているのか。</p> <p>広瀬川条例の範囲はその内側に該当しており、その範囲内については本条例の規制が優先される。本条例の範囲に接している（外れた）部分に景観計画のゾーンが設定されており、詳しいエリアはパンフレットの16ページに記載されている。</p>
西山委員	<p>凡例等があれば関係性が分かりやすいかと思う。</p> <p>検討事項に対する意見としては、ボーナスという考えがある。住宅を建てる住民の思いとしては、例えば緑化が容積率や建ぺい率の緩和に直結する、そういうことが見えないと、自分の収入の中で家族のことを思うと優先順位が上がっていきにくいのではと思う。家を直す側からすると、子供の部屋の環境を優先するという風になりがちなので、そういう部分を何か考えられないかと思う。また、助成制度に直結するかは分からないが、緑化をぜひ進めていただきたい。これが仙台市の価値につながる手法になるのであれば、重複しても構わないと思う。</p>
内田委員	<p>仙台市の助成制度がいくつかあるが、今回こういう制度があるということを初めて知った。広瀬川の助成は許可から3年以内ということで、実施したいと思ったときにすでに終わってしまっているという状況が出てしまう。後から緑化したいと思った時に対応できない。最近は仙台市外から来る方も増えているが、仙台市の制度がよく分からないという方も多いらしいので、緑化についても仙台市がこういう考えで実施しているということを、特に広瀬川の周辺にお住まいの方に知ってもらえるよう、強くアピールしていくべきである。</p>
宮城委員	<p>ただいまのご意見は現実的にそうだと思う。</p> <p>広瀬川の清流を守るということは大きな発想の転換があったと思うが、時代とともに根本的なところはクリアされてきた。地域の人々の価値観も変わってきた。今回、助成制度や他の自治体の緑化制度を比較しているが、仙台市は腹の据わり方が中途半端に感じる。条例を作るときは環境が非常に悪く、なんとかしなければならぬということがあったので、全国に先駆けて非常に厳しい枠になっていた。今の広瀬川はそれが定着しているが、助成制度などを見てもっと工夫してもいいのではないかという指摘が出てくる。3年という枠組みもあるし、自然の質をどのように評価しているのかということがいまいちである。自然の質というのは全部同じであるのかというと、そうではない。場所によって守るべき景観の価値が違ってくるのだから、違うことに対する手当も必要になってくる。その一方、場所によって使われ方も変わってくる。質の高さとニーズの高さの二つの軸で、質が高くニーズも高いところを格段に手厚くする方策を考える余地があるのではないだろうか。今のところ一律になっているがこれはおかしいと思うので、これをどうするかは今後考えて</p>

	<p>いきたい。また、それぞれの委員がどのように考えているかを出していただかないと議論がしにくいと思う。</p>
<p>小篤委員</p>	<p>緑化に関するものとして「工場立地法」というものがある。法人が対象で、工場地帯では共同で地域を緑化するという趣旨で、集団で緑化エリアを確保していくという考え方である。広瀬川の場合、個々人で緑化することが難しい場合がある。</p> <p>仙台市では、保存樹木の樹冠投影面積分は固定資産税を免除されるという個人への配慮がある。</p> <p>そのような中で、広瀬川に近いから住む人もいれば、その他の理由で住まれる人もいる。外部から来る人にも意識が芽生えるような、川を中心とした生態系の位置付けができればと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>他都市は緑化率で実施しているが、仙台市（広瀬川）は空地率、いずれ緑化されることを期待するというものだが、こういうところも積極的に位置付けていくべきかと思う。ただ、緑化の質はエリアごとに考えていく必要があり、例えば拡大地域（旧宮城町）は土地が広くのどかな田園風景が広がっているところなので中高木への誘導が図られる余裕がある。一方で、都市部は中高木を植えることが難しいということもあるので壁面緑化への誘導、川沿いには積極的に緑化を図る措置を考えていかなければならない。そういった中で、都市部のエリアで中高木を植えていただけるのであれば、インセンティブとして税の免除などの緩和措置もあっていいと思う。そうでなくても、緑化ということで考えていくと、緑化の質としては低木もあれば壁面緑化もある。その中で緑化率というものを「面積」や「質」で段階的に考えていくというのが、これからの議論になっていく。委員の皆さまからも、感じたことがあれば発言いただきたい。</p>
<p>宮城委員</p>	<p>緑化をなぜ行うのかということ十分に説明できなければならない。仙台市が青葉城の崩れた箇所を修復しており、広瀬川審議会にも諮って行ってきた。この修復によって美しい景色になったかということ、いまいちではないかと思う。市が率先して広瀬川沿いの景観をどう作っていくのかというのが見えてこない。一方で、地下鉄東西線が広瀬川を横断する際には、知恵を出し努力をしてきた。こういうことをつなげていき、市民をその気にさせる努力が必要ではないかと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>別紙資料（自然的環境保全に関する理念）についての自分なりの解釈であるが、「みどりの骨格」というのは計画としてのみどりの配置を豊かにする、これを置き換えると状況や景観、基盤を作るというイメージなのかと思う。一方「豊かな生態系」は隠れている意味合いがあるのかと思う。みどりがあることによって受けられるさまざまな機能があり、例えば豊かな生態系が維持されたり、それが再生されたり、あるいは大気汚染物質、水質の保全、人にとっては憩いの場など生活環境の質を上げる効果もある。そういった「機能としての形成と機能が十分に発揮されるため</p>

	<p>の考え方」と「みどりそのものの価値（広瀬川にはみどりが付き物である）」という2本立てになると思う。市民に説明する際に生態系が大事だといっても、それだけで納得はされない。自然的環境の保全が仙台市の住民にどのような価値をもたらすのかということ、どのような立場の方にも納得されるような言葉で入れておいた方が良くと思う。</p>
宮城委員	<p>「みどりの骨格」というのは「見える化」が不十分である。パーツは表現されているが骨格が表現されていない（イメージ図）。また、「豊かな生態系」では、生態系サービスの中でインセンティブの根拠というものがなく、どうしようもないので、今後具体的に図っていく、見せていくということをやらないと難しいのではないかと思う。ただ、これから先のことをこの専門委員会で検討するのは困難であるので、今後の宿題になる。</p>
小畷委員	<p>申請された物件は完了後の現地確認は行っているのか。</p>
創生室長	<p>個人の敷地の中に入ってまで見ることはしていないが、完了後の土地は可能な範囲で確認するというのを、平成23年度以降行っている。</p>
委員長	<p>申請後に植栽されたとしても、植物は何年後かに枯れる場合がある。この枯れてしまった部分が放置され、駐車場になってしまう場合もある。こういうところに対し、市として積極的に緑化を図るようなはたらきかけというのは、制度として可能なのだろうか。</p>
創生室長	<p>マンパワーの問題もあり、アフターケアを行っていない状況にある。市民の方から直接連絡をいただいて、個別に対応するという事はしているが、現状の体制では難しいところである。</p>
委員長	<p>いずれ緑化が整備されてくると、個人が個人の所管地で行うことになるので、エリアのトータルとしてみどりの量が維持されているかというのが分からない。例えば町内会の方々が意識して見守っていく、育てていくということにつなげていく必要がある。個人の財産を個人だけで見守るというのは、条例の考え方である「共有財産」としての価値を上げるためにも、今後は条例の議論と平行にマネジメントも考えていく必要がある。</p> <p>今後審議会へ中間報告するに当たり、専門委員会でのまとめとしては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一律30%の空地率をエリアごとに、また質を考えながら柔軟に再整備する ②緑化が図られない方々へどう緑化を促すかという方法論 ③住民の同意を得るということを踏まえ、条例40年の重みがどのように今の広瀬川の価値につながっているのか、これを視える形で、フォトモンタージュなどの手法を用いることで示す

	<p>④今後条例を再整備していく中で、我々が求めていく姿がどのようなものかを示す</p> <p>というところで、これらから論点やポイントが明確になってくると思われる。</p> <p>事務局から何か補足等はあるか。</p>
河川課長	<p>今回、目指す姿を参考程度に事務局から出ささせていただいたが、この目指す姿についてはご意見をいただきながら補強していきたい。また、審議会へ中間報告するための素案を作る予定だが、その際にはこの目指す姿を補強しながら案を作成していきたい。さらには、この目指す姿を実現するための住民へのアピールの仕方を整理しながら、次回の専門委員会で示したい。なお、現時点ではフォトモンタージュで示せる段階ではないので、文章等での提示になるかと思われる。</p> <p>また、現在悩んでいるのがエリアの区切りである。どのように区切って重点ポイントとするかというところで、最終的には代表的なアピールポイントができるように成果として示したいが、目指す姿のエリア分けについて悩んでいるところである。</p>
委員長	<p>資料1のエリアの分類は、町内会ごとに分けた程度のものか。</p>
河川課長	<p>おおむねそのとおりで、似通った住所でまとめたものである。今後は自然がけや地形的なものを考慮しながら、ゾーンの特徴を出していかなければならないと考えている。</p>
委員長	<p>どうしても、区切りという意味では「〇〇町」や「〇丁目」などといった区切りが分かりやすいのだが、ここで求められるのは地形的な特徴が重要なところなので、個別の住宅で分類するのは難しいだろうが「自然質」の特徴を捉えた分け方と居住状況（住宅の質）で分けられないかと思う。</p>
宮城委員	<p>断面で見たときの景観のタイプが「景観計画（概要版）」の11ページに掲載されているが、広瀬川についてはここだけである。地区ごとでどのようなタイプの景観があるのかということが示せたら、質的なものを説明できるのではないかと思う。</p> <p>また、先ほど委員長が示した4点の提案を文字にしていきたい。大事なところは、緩和事項の取扱いをどうしていくのかというところである。</p>
河川課長	<p>たたき台を示させていただく。</p>
委員長	<p>このあと日程調整することになるが、2月下旬くらいまでに委員から意見をもらうといい。今資料を見ているが、後になってから発言したいことも出てくるかと思うので、補足意見をもらい、これを踏まえて次回の専門委員会での提案に反映させていきたい。</p>

	<p>また、緩和措置についても様々な考え方があり、30%の空地（緑化率）についてエリアで質を変えていくということ。面積を広げることは個人や事業者の負担になるので、質を変えて我々が望むべきみどりにつなげていけるような誘導が図れば良いと感じた。</p> <p>「第1種」「第2種」の保全区域を「居住環境」や「自然（地理）の質」、「人工物の質」といった大雑把なカテゴリで作成することは可能だろうか。</p>
創生室長	<p>難しい視点であり、いただいたご意見をどのように置き換えるかも難しいと思われる。目安として、自然環境の度合いに応じて「第1種」「第2種」「特別」と環境保全区域が分けられているので、既存の枠である今の環境保全区域の種別に置き換えられるのではと思う。また、土地の利用ということでは、法定建ぺい率で土地利用の度合いが示されているので、これに置き換えることでたたき台を示したいと思う。</p>
宮城委員	<p>建ぺい率は都市計画ベースなのでスケールの合わないのではと思う。建ぺい率ではなく地価も入れてほしい。</p>
創生室長	<p>どこまで反映できるかは分からないが、その要素についても検討して参る。</p>
西山委員	<p>何かしらの規制が掛かると地価が下がるというのを聞いた。非常に敏感な市民がいらっしゃるらしい。</p> <p>また、河川の護岸の状況も必要なデータである。自然がけに直接接しているのか（河川の公開空地のようなところに樹木が植わっているのか）どうかなどのデータも整理してほしい。</p>
小宮委員	<p>ビューポイントをどうするのかということもある。橋の上など人が通るところをイメージしていると思うが、どういうところをビューポイントとして設定していくべきか。自分は仙台出身ではないので、愛宕橋などから見る景色は都心でありながら自然の景観があり、素晴らしいという印象を持った。長年住んでいるとあまり感じなくなるかもしれないが、外部から見ると仙台市は他と違うというところがある。</p>
委員長	<p>自分も仙台出身ではないので、仙台に来た時に自然がけと川の流れの配置がダイナミックで、街中から歩いて行けるとところに自然が豊富にあると思ったのが第一印象である。一方、こういう素晴らしい景観を持ちながら、この素晴らしさがあまり認知されていない（広瀬川の自然景観を知らせるようなお土産の写真カードがない）。こういうところに反映されているのだと思うので、ビューポイントとして、委員の皆さまにも意見をいただきたいと思う。基本的には橋の上からの景観や地下鉄関連で見える範囲、評定河原から霊屋橋までの遊歩道沿いの景観などが、街中の</p>

宮城委員	<p>主なビューポイントになるだろうと思う。そのほか人の目に触れやすい景観があればご提示いただきたい。</p>
委員長	<p>先日、国際センター駅で夜の景色を観た。そこから仙台の街を観ると広瀬川の真っ暗ながけがあり、その上に街の景色があり、デートスポットになっている。</p> <p>それと、仙台の文化的なものだと鲁迅の下宿した建物もある。</p>
河川課長	<p>そういう売りのスポットがあればいい。それが市民共有の財産につながっていくのではないかと思う。</p> <p>3. 閉会</p> <p>皆さまからいただいた意見をたたきとして、次回の専門委員会で議論していただき、5月開催予定の審議会で報告したい。</p> <p>本日の会議はこれで終了させていただく。</p>
次回開催予定	
<p>委員の日程を調整した結果、次回は平成28年3月29日（火）10：00～12：00（予定） 場所は追って連絡することとした。</p>	

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成28年 2月24日

広瀬川清流保全審議会 専門委員会 署名委員

委員長

山田一裕

委員

小島秀是